



(電子版)

info@jikosoren.jp

2017年 第10号 2017年5月22日

発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201

tel. 03-3875-8071 fax. 03-3874-4997

ランオペの登録制、研修だけでなく試験を 旅行業法改正案で清水忠史衆院議員(共)が質問

日本共産党の清水忠史衆院議員は5月12日、旅行業法改正案の審議をする国土交通委員会で、貸切バスに仕事を仲介するランドオペレーター（旅行サービス手配業、ランオペ）の規制について質問しました。ランオペは、これまで法律上の規制がなく、改正案で登録制にすることになっています。

清水議員は、ランオペを規制することには意義があるとしたうえで、改正の契機となった軽井沢スキーバス事故では、ランオペが旅行会社とバス会社を取り持ち、バス会社は下限割れ運賃で運行していたと指摘し、今回の改正で、どのように規制されるのかと聞きました。

田村明比古観光庁長官は、ランオペの登録制を創設するとともに、下限割れ運賃による手配を法律上の禁止行為にし、運賃を含む契約内容について書面の交付を義務付けるとしました。

清水議員は、軽井沢事故でも問題となったのは、手数料名目のキックバックであり、こういうものは書面には出てこないとして、ランオペの規制だけではなく、仕事を受ける側で立場の弱いバス会社など周辺の調査・指導もなければ実効ある対策にならないと指摘しました。さらに、ランオペの業務取扱管理者の資格は研修によって得られるとなっているが、旅行業の業務取扱管理者の資格には難しい試験があり、ランオペが研修でいいとなっているのはなぜかと聞きました。

田村長官は、バス事業者からの通報窓口を設けているとし、ランオペについては、これまで規制がなくて今回初めて登録制を入れることから、資格要件を厳しくしすぎると、規制回避のため業者が地下に潜ってしまうなどと答弁、研修は受講だけでなく、習熟度を測るための修了試験の実施を予定しているとししました。

清水議員は、地下に潜るような悪質な業者は排除すればいいと批判し、せっかく登録制にするのだから、本来であれば資格試験をすべきで、厳しくするための法改正なのに業者におもねて緩くするというのでいいのかと追及すると、田村長官は、研修は観光庁の登録を受けた研修機関が行い、研修の難易度や質を担保していくとしました。

清水議員は、苦勞して国家資格を取るからプライドを持って業務に当たることができる、簡単に誰でも資格が与えられるというのではなく、難易度が落ちないように観光庁で厳しくチェックしてほしいと要望しました。



清水忠史衆院議員
(衆議院TVから)